

# 盛岡市宿泊税検討委員会報告書（案）

令和7年 月  
盛岡市宿泊税検討委員会

## 目 次

1	宿泊税導入検討の背景について	1
(1)	少子高齢・人口減少社会の進行	1
(2)	盛岡市の宿泊観光客数の状況	2
(3)	盛岡市における観光関連予算の状況	3
(4)	今後の観光施策の展開及び安定財源確保の必要性について	3
(5)	観光施策を展開するための安定財源の検討	4
2	宿泊税導入に係る検討経過	7
3	盛岡市における宿泊税の制度内容について	8
(1)	導入目的	8
(2)	課税客体	8
(3)	納税義務者	8
(4)	課税標準	8
(5)	税額（税率）	8
(6)	課税免除	8
(7)	徴収方法	8
(8)	特別徴収義務者	8
(9)	申告期限	8
(10)	宿泊税の使途	8
(11)	特別徴収事務交付金	9
(12)	制度の見直し時期	10
4	制度内容の理由・検討状況等について	10
(1)	税額について	10
(2)	課税免除について	11
(3)	宿泊税の使途について	13
5	おわりに	15
6	参考：第5期盛岡市観光推進計画の概要	16
	盛岡市宿泊税検討委員会委員名簿	19

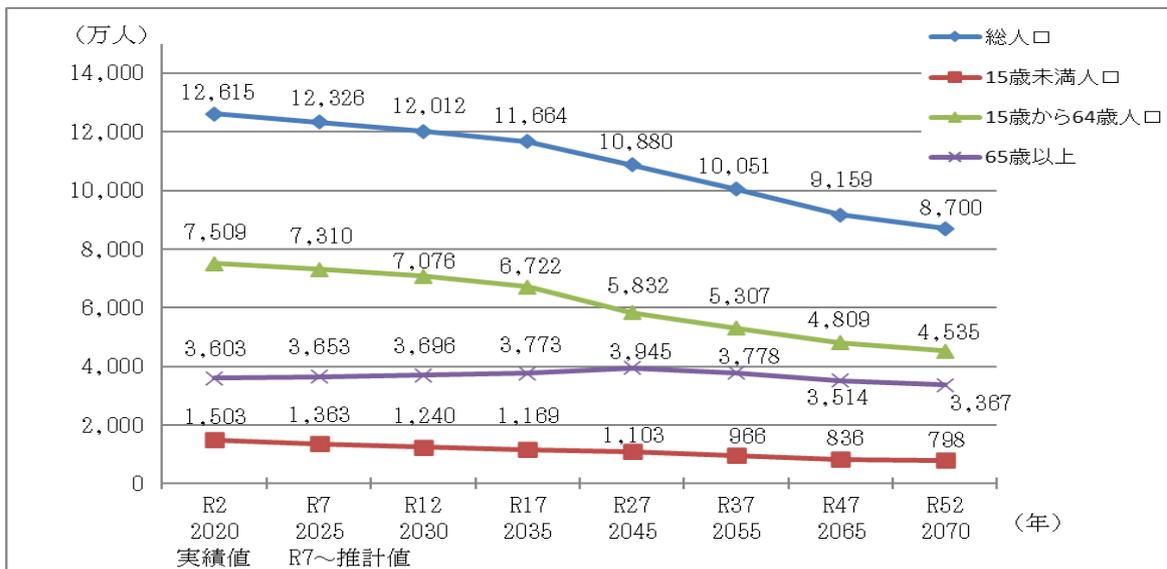
## 1 宿泊税導入検討の背景について

### (1) 少子高齢・人口減少社会の進行

日本は少子高齢・人口減少社会が進み、令和52年（2070年）には総人口9,000万人を割り込む見込みとなっています。人口減少に伴い、旅行者数が減少し、国内観光需要の縮小が懸念されることから、交流人口・関係人口を拡大することが、地域経済の活性化に不可欠です。

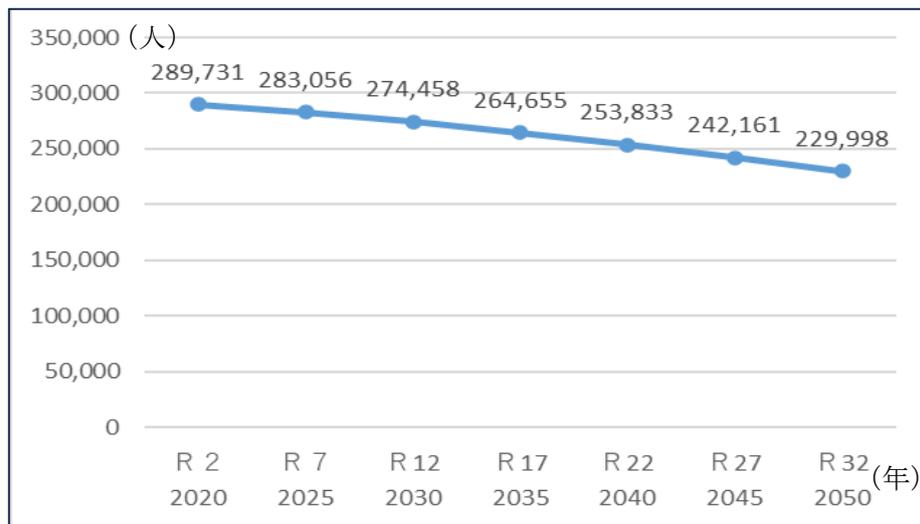
また、盛岡市における人口推計も、令和32年（2050年）には229,998人となり、令和2年（2020年）と比べると約20.6%の減少が見込まれており、これに伴い税収減が想定されます。

【図1】 年齢区分別将来人口推計（全国）



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和5年推計）

【図2】 盛岡市人口推計



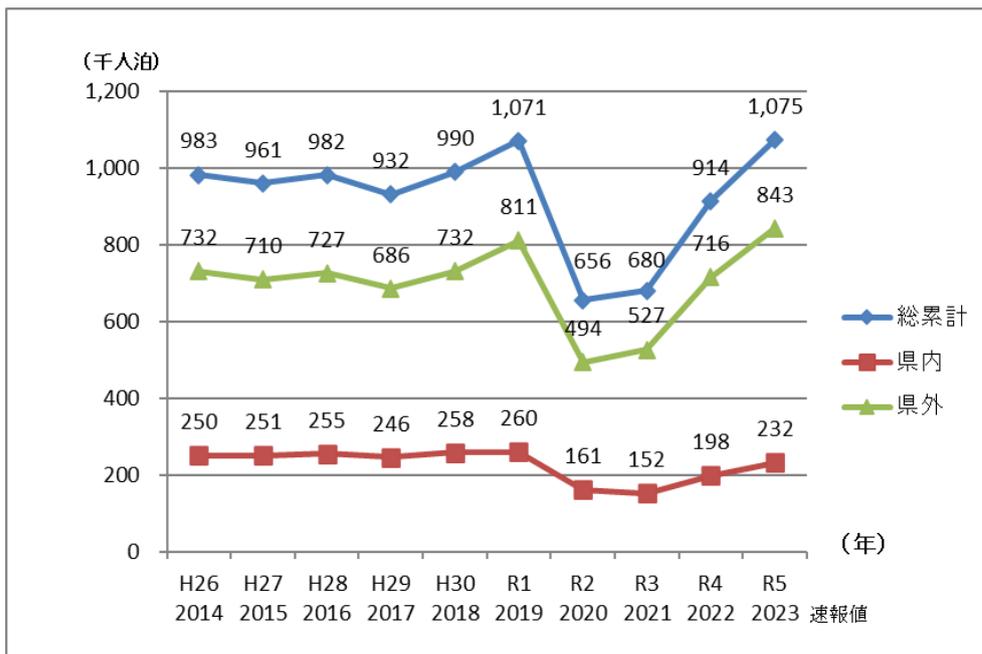
出典：盛岡市総合計画（令和7年度～令和16年度）基本構想

## (2) 盛岡市の宿泊観光客数の状況

令和5年（2023年）の本市の宿泊観光客数は107万人泊で、コロナ過前の令和元年の水準まで回復しています。

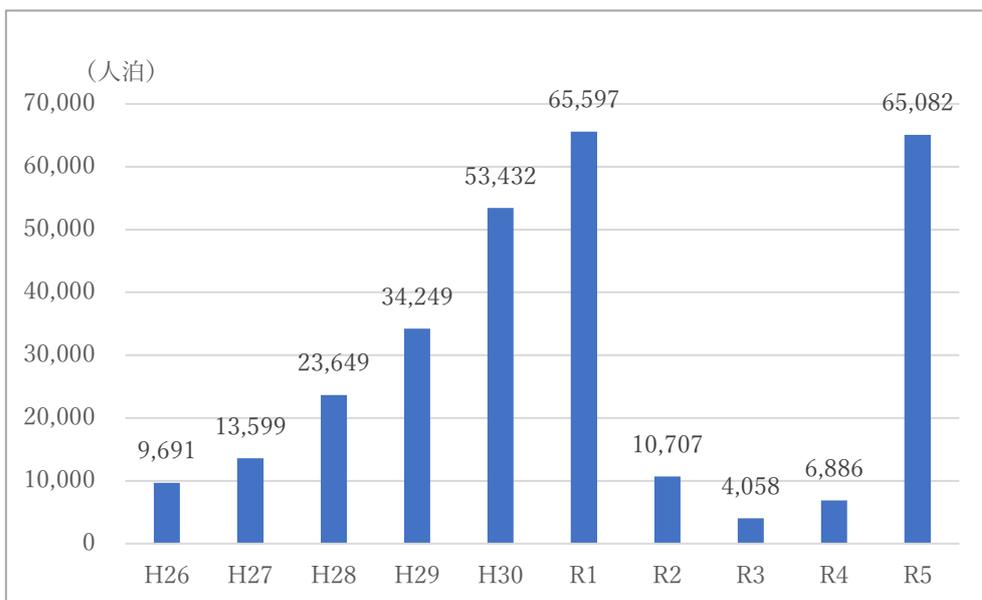
また、令和5年（2023年）の外国人観光客宿泊客数は、65,082人泊で、新型コロナウイルス感染症の影響による減少から回復しています。国別には、アジアからの旅行者が全体の8割と なっています。

【図3】 盛岡市宿泊観光客数



出典：盛岡市観光統計（交流推進部観光課）

【図4】 外国人宿泊観光客数



出典：盛岡市観光統計（交流推進部観光課）

### (3) 盛岡市における観光関連予算の状況

盛岡市の令和6年度一般会計当初予算額における観光費の総額は約4億378万円であり、主な事業の予算額は下記のとおりです。

観光施設整備事業 盛岡 City Wi-Fi、上ノ橋観光バス専用駐車場など	18,365 千円
観光客誘致宣伝事業 東北六市連携首都圏プロモーション、重点ターゲット国へのプロモーション活動（台湾、タイ・バンコク）、観光パンフレット、盛岡デジタルマップなど	59,842 千円
観光団体育成強化事業 各種観光団体・協会への補助金など	51,799 千円
まつり・イベント振興事業 チャグチャグ馬コ、盛岡さんさ踊り、秋まつり山車、台湾花蓮への山車派遣など	65,591 千円
広域観光推進事業 盛岡・八幡平広域観光推進、北東北三県観光立県推進、いわてウインターリゾートなど	10,295 千円
教育旅行誘致事業	827 千円
M I C E（マイス）誘致推進事業	13,000 千円

以上の他に、施設の管理運営事業（プラザおでって、もりおか啄木・賢治青春館、もりおか町家物語館）などを実施しています。

令和5年度においては、盛岡市がニューヨーク・タイムズ紙で「2023年に行くべき52か所」の2番目に取り上げられたことから、より積極的なプロモーション活動（新幹線車内誌・国際線機内誌への掲載、重点ターゲット国・地域の設定とプロモーション活動（ニューヨーク、タイ・バンコク、台北市）など）と受入態勢の整備（盛岡駅北口への臨時観光案内所設置、デジタル観光マップの充実、外国語版ガイドマップ製作など）を行いました。

これまでも上記のような観光施策を実施してきたところですが、今後、少子高齢・人口減少社会が進み税収減や交流人口の減少により、交流人口拡大のための観光関連予算にも影響が出ることが想定されます。

### (4) 今後の観光施策の展開及び安定財源確保の必要性について

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第5期盛岡市観光推進計画において、当市が観光施策を展開していく必要性及び安定した財源確保について整理しています。（以下、盛岡市観光推進計画における「基本方針と目指す姿」から抜粋）

ア 少子高齢・人口減少社会が進む中、交流人口の拡大は地域の活性化に不可欠であり、活力ある地域社会となり、発展していくためには、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化

に寄与する取組を推進する必要があるほか、安定した財源確保に向け、宿泊税等の導入を検討しながら、多様化した観光ニーズに的確に対応した観光施策を展開していく必要がある。

イ 観光産業は、成長戦略の柱であり、地域活性化の切り札であると国が位置づけているように、雇用を創出し、投資を促進し、交流人口が増えるという好循環が生まれ、地域経済の活性化につなげることができる産業であることから、地域固有の観光資源の発掘や観光DXを推進するなど、観光で「稼ぐ」力を向上させ、持続的に稼げる地域となるための取組が求められる。

ウ 訪日需要の高まりにより訪日外国人観光客や高付加価値旅行市場が拡大している中、大都市圏への訪問が多数を占めることから、高まるインバウンド需要をいかに取り込むかが盛岡への誘客促進の重要なカギとなるため、外国人観光客の受入環境の整備や海外プロモーションの強化等に一層積極的に取り組む必要がある。

エ 国内外での観光地間競争が激化しているなか、北東北の交通結節点としての地理的特性を有することから、広域エリア内での連携により観光資源を相互に結びつけることで、個々の資源の魅力を相乗させ、増強させるなどの取組が求められる。

#### (5) 観光施策を展開するための安定財源の検討

##### ア 財源の区分・種類

「1(4) 今後の観光施策の展開及び安定財源確保の必要性について」の趣旨から、観光施策を展開するために取りうる財源確保策について「収入の規模」及び「継続性・安定性」の観点から整理すると次表のとおりとなり、いずれの観点からも優れている地方税が妥当であり、さらに、「観光施策を展開するため」という特定の目的の実現のために課すことから「法定外目的税」によることが最も適していると考えます。

種類	内容	収入の規模	継続性・安定性
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの	(○) 対象者の設定により一定規模の確保が可能	(○) 安定的・継続的な確保が可能
分担金	地方団体が行う特定の事案に必要な費用に充てるため、特に利益を受けるものから受益の限度において徴収するもの	(×) 受益者を個別に特定する必要があり規模は限定的	(△) 特定の事業に係るため安定的ではあるが、継続的な確保は難しい
負担金	法律に基づき、特別の利益関係を有する者から事業に要する経費を受益等の程度に応じて徴収するもの 財政政策その他の見地から事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの		
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、反対給付として徴収するもの	(×) 施設利用者等からの徴収であり規模は限定的	(○) 安定的・継続的な確保が可能
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの		
寄付金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財源の給付を受けるもの	(○) 対象者の設定により一定規模の確保が可能	(×) 善意や協力に基づくため安定性や継続性の確保は難しい

## イ 法定外目的税の導入

観光施策を展開するための財源として法定外目的税を導入するにあたり、国内外の旅行者等が、地方公共団体が提供する様々な公共サービスや、旅行者等の受入に向けた環境整備等による受益を一定程度享受していることを踏まえ、地方税の応益負担の原則に沿って、旅行者等の観光行動を課税する対象（課税客体）とすることが適当であると考えられます。

旅行者等の観光行動別に、課税客体を「課税客体の補足の便宜」と「担税力（税を負担できる力）」について整理すると下表のとおりとなり、観光行動のうち「宿泊」を課税客体とすることが、最も適していると考えます。

観光行動	課税客体	課税客体の補足	担税力の判断
入城※1	域内への入城行為	× 一般道等による入城行為の補足がほぼ不可能	× 入城行為のみでの担税力の判断は難しい
宿泊	域内のホテル・旅館等への宿泊行為	○ 行為として明確であり旅行者等の補足が可能	○ 数千円から数万円の消費行動である宿泊行為について、担税力を判断しやすい
交通機関	域内の交通機関利用（鉄道・バス。タクシー等）	× 市民の日常利用との区別が困難であり、旅行者の補足が難しい	× 極小額の料金も含め、利用料金が一律で設定されており担税力の判断は難しい
駐車場※2	域内の駐車場利用		×
飲食	域内飲食店での飲食行為		○ 飲食行為により担税力を判断しやすい
土産購入	域内販売店等での土産購入		○ 購入行為により担税力を判断しやすい
施設利用	域内観光施設等の利用		× 利用料金は一律で設定されており担税力の判断は難しい

### ※1 【入城税の例】沖縄県竹富町訪問税、広島県廿日市市の宮島訪問税

→いずれも、島という地理的特徴から課税客体補足が容易であり、かつ、著しいオーバーツーリズムが生じている地域であり、当市には当てはまりません。

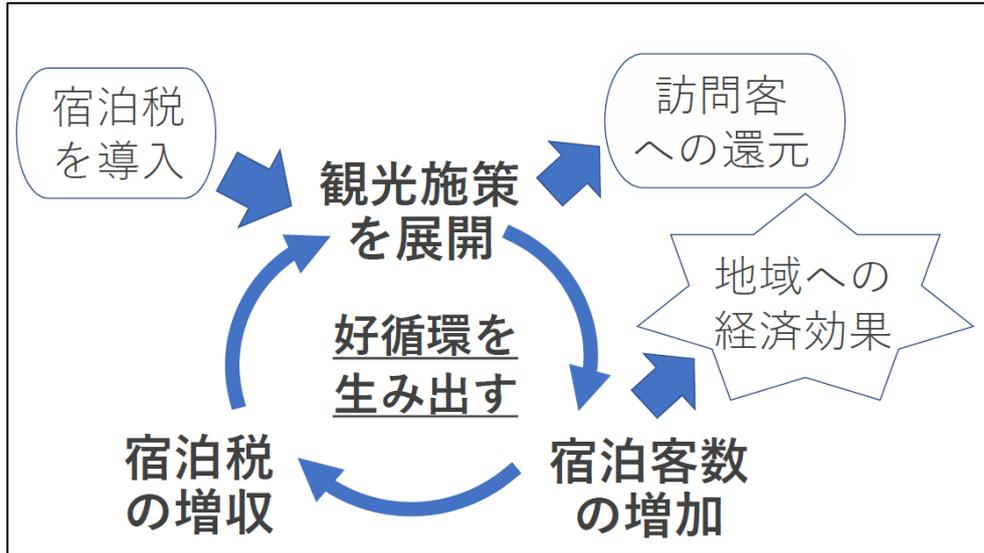
### ※2 【駐車場税の例】北海道美瑛町の青い池駐車場利用税

→局所的に著しいオーバーツーリズムが生じている観光地であり、当市が目指す財源に当てはまりません。

以上から、観光施策を展開するための安定財源として法定外目的税である宿泊税の導入を検討したものです。

宿泊税導入のねらいは、宿泊税を財源とした観光施策を展開し、盛岡市がより選ばれる観光地域となることで、宿泊客を増加させ、宿泊税の増収から、さらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出し、訪問客へ還元するとともに地域経済を活性化させることです。

【図】 宿泊税導入のねらい



【参考：法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準】

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（抄）（平15・11・11 総税企第179号各道府県道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知）

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。

(3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策および租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

## 2 宿泊税導入に係る検討経過

令和6年

6月19日 6月市議会定例会での市長が宿泊税導入検討を表明

7月25日・29日 宿泊税導入の検討開始に係る市内宿泊事業者向け説明会①

(市内宿泊事業者44者が参加)

10月18日 盛岡市宿泊税検討委員会を設置

11月29日 第1回盛岡市宿泊税検討委員会

12月～令和7年1月 宿泊税導入に関する宿泊事業者アンケートを実施

12月～令和7年2月 宿泊税導入に関する観光客アンケートを実施

令和7年

1月8日 第2回盛岡市宿泊税検討委員会

3月24日 第3回盛岡市宿泊税検討委員会

4月22日 宿泊税導入に係る市内宿泊事業者向け説明会②

(市内宿泊事業者32者が参加)

5月28日～6月30日 宿泊税の導入についてのパブリックコメントの実施

7月22日 第4回盛岡市宿泊税検討委員会

9月2日 第5回盛岡市宿泊税検討委員会

### 3 盛岡市における宿泊税の制度内容について

宿泊事業者説明会での質疑・意見交換、観光客及び宿泊事業者向けアンケート調査結果、パブリックコメントの実施状況並びに先行自治体の導入状況等を踏まえた、盛岡市宿泊税検討委員会における検討結果は次のとおりです。

#### (1) 導入目的

観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

※盛岡市がより魅力的な観光地となり発展していくことを目指し、観光都市としての魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流人口を増加させるための観光の振興を図る施策の実施に要する費用に充てるため

#### (2) 課税客体

旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所への宿泊

住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊（民泊）

#### (3) 納税義務者

(2)の宿泊施設への宿泊者

#### (4) 課税標準

(2)の宿泊施設への宿泊数

#### (5) 税額（税率）

一律定額 200 円

※一定額未満の宿泊料を免税とする免税点は設けません。

#### (6) 課税免除

「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみとします。

#### (7) 徴収方法

特別徴収

#### (8) 特別徴収義務者

旅館業又は住宅宿泊事業を営む者（旅館・ホテル等、民泊）

宿泊税の徴収について便宜を有する者（全国チェーン店舗など）

#### (9) 申告納入の期限

毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を申告納入

#### (10) 宿泊税の使途

宿泊税を活用した事業の内容は、①第5期盛岡市観光推進計画のアクションプランに、②宿泊事業者・観光客向けのアンケートでの要望、③宿泊税導入に伴う費用（宿泊事業者への補助等）、④観光交流基金への積み立てを加えた内容とし、年度毎2億5,000万円程度の事業規模で、導入目的に沿って活用する必要があります。

### 【宿泊税活用事業の考え方】

- ア 宿泊税は新規・拡充事業に活用する必要があります。
- イ 宿泊事業者からの意見等を踏まえ随時見直しを行う必要があります。
- ウ 毎年度、宿泊税活用事業について、市ホームページ等で公表する必要があります。

宿泊税活用事業の主な内容	事業費 ※年度によって各事業の事業規模が変動するため、おおよその事業費の範囲を示したものです
<b>1 持続可能な観光地域づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光DXの推進</li> <li>・ MICE誘致の推進</li> <li>・ スポーツ合宿の誘致</li> <li>・ スポーツツーリズムの推進 など</li> </ul>	7,500万円 ～9,000万円
<b>2 選ばれる観光地域づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な観光プロモーション</li> <li>・ 盛岡さんさ踊り通年体験化</li> <li>・ 教育旅行の増客に向けた受入環境の充実</li> <li>・ 誰もが分かりやすい観光案内</li> <li>・ 盛岡 City Wi-Fi の拡充</li> <li>・ 交通環境の充実</li> <li>・ 宿泊施設でのスマートチェックイン・キャッシュレス化の導入支援 など</li> </ul>	1億1,700万円 ～2億300万円
<b>3 広域観光の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬季広域観光振興</li> <li>・ 高付加価値旅行商品の造成支援</li> <li>・ 友好都市との観光連携の強化 など</li> </ul>	1,100万円 ～2,000万円
<b>4 国際観光の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外旅行博などを活用したプロモーション</li> <li>・ 外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出 など</li> </ul>	2,300万円 ～2,800万円
<b>5 宿泊税の賦課に係る費用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別徴収事務交付金</li> <li>・ 精算システム改修補助金</li> <li>・ 制度周知 など</li> </ul>	1,500万円 ～1,700万円
<b>6 緊急時等の対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光交流基金への積立金（災害等の緊急時や社会情勢の変化などに機動的・緊急的に対応）</li> </ul>	2,000万円

#### (11) 特別徴収事務交付金

特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者である宿泊事業者に対して「宿泊税特別徴収事務交付金」を交付し、交付額は納期内納入額の2.5%の額とすることが適当と考えます。

#### 【制度施行後5年間の特例措置】

- ア 0.5%を加算

イ 交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合はさらに0.5%を加算

(12) 制度の見直し時期

条例施行後3年、その後5年ごと

※条例施行が令和8年10月（年度途中）となった場合は、条例施行後3年6カ月、その後5年ごと

4 制度内容の理由・検討状況等について

(1) 税額について

ア 宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスは宿泊施設の料金によっては変わらないこと並びに、納税者にとって簡素で分かりやすい制度設計及び税負担の公平性の観点から、税額は一律定額制とし、一定額以下の宿泊料金について課税しない免税点は設けないことが適当と考えます。

イ 宿泊税活用事業の規模（3(10)宿泊税の使途（8～9ページ）を参照）、観光客アンケート調査結果における宿泊税の負担感及び先行自治体の導入状況を踏まえ、税額は200円が適当と考えます。

ウ 一律定額制とすることにより、宿泊事業者において素泊まり料金を明確に算定することなく対応することができ、特別徴収に係る事務的負担が軽減されます。また、簡素かつ公平性のある制度であることから、宿泊事業者の現場スタッフが宿泊者（納税者）へ説明するに際も負担を軽減することができます。また、税率の境界層付近や免税点付近において宿泊料金の設定に影響を及ぼすおそれはありません。

エ 宿泊事業者アンケート結果において、税額は「一律定額制」が適切であるとの回答が最も多く、全体の約6割です。また、免税点について「宿泊料金によらず全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方がよい（免税点を設けない方がよい）」との回答が最も多く全体の約6割です。

質問8	税額について(択一) Q:盛岡市で宿泊税を導入することとなった場合、税額の設定は、(1)一律定額制、(2)段階定額制、(3)定率制の3つの手法が考えられますが、税額の設定はどのような形が適切と考えますか。			
	(1) 一律の定額制	(2) 段階的定額制	(3) 定率制(1泊の宿泊料金について〇%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する)	その他
回答数	31	9	2	11
割合	58.5%	17.0%	3.8%	20.8%

【その他の内容】

- ・宿泊税導入に反対(3施設)
- ・一定額未満は徴収しない。一定額以上は一律定額。(2施設)
- ・宿泊金額が高額な観光目的のお客様のみ徴収がよい
- ・まだ、わかりません(2施設)
- ・特殊ホテルなので徴収なしが理想
- ・観光客は受け入れていない

質問10	免税点について(択一) Q: 宿泊料金が一定額未満(5千円未満や1万円未満など)の宿泊者から宿泊税を徴収しないこと(免税点を設けること)について、どのように考えますか		
回答項目	宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い(免税点を設けない方が良い)	宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い(免税点を設けた方が良い)	その他
回答数	33	17	3
割合	62.3%	32.1%	5.7%

【その他の内容】

- ・宿泊税導入に反対(3施設)
- ・観光客は受け入れていない

オ 観光客向けアンケート結果において、宿泊税として支払ってもよい額は、1人1泊100円は回答者の約9割が、1人1泊200円は回答者の約7割が払ってもよいと回答しています。

1人1泊300円以上については、支払ってもよいとの回答は過半数に達していない状況です。

カ 宿泊税検討委員会では次のような意見がありました。

- (ア) フロント現場からは、導入する場合は、一律定額の税額設定でないと、とてもではないが対応できないとの声もある。現場としては、一律定額設定を望む。また、一定額以下に課税しない免税点や、修学旅行生などの課税免税事項も設けず、シンプルでわかりやすい制度にしていきたい。
- (イ) 免税点を設けた場合は、割引後やクーポン適応後の金額に対して課税するのかなどの検討も必要と思われる。
- (ウ) できれば一定額未満には課税しないという免税点は無しにして欲しい。免税点を設けた場合、そのラインにもよるが、おそらく宿泊単価を安くする事業者が多く出てくるのではないと思われる。例えば免税点を6,000円に設定すると、宿泊単価を5,999円に設定するというようなことが出てくると思われる。
- (エ) 旅行業界としては、シンプルで分かりやすいといった意味で一律定額制が望ましいのではないかと考える。旅行業界における宿泊税の徴収方法は各社毎に異なるが既にシステム化されているところもある。

## (2) 課税免除について

ア 税負担の公平性及び簡素で分かりやすい課税の観点から、一部の先行自治体で課税免除となっている修学旅行や学校行事の参加等については課税免除せず、全ての先行自治体において課税免除となっており課税免除が必要である「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみを課税免除対象とすることが適当と考えます。

イ 基本的に課税免除を設けないことにより、宿泊者にとって課税対象がシンプルで分かりやすく、宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスについて公平性があります。また、宿泊事業者において宿泊者が課税免除対象であるか否かを判断することなく対応することができるため、特別徴収に係る事務的負担が少なく、宿泊事業者の現場スタッフが宿泊

者（納税者）へ説明するに際にも、簡素かつ公平性のある制度であることから、負担を軽減することができます。

ウ 宿泊事業者アンケート結果において、課税免除について「全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（課税免除事項を設けない）」との回答が最も多く、全体の約5割です。

質問12	課税免除事項について Q: 修学旅行生やその引率者に対しては宿泊税を課税しないなど、特定の宿泊客に対しての課税免除事項を設けている自治体もありますが、課税免除事項を設けることについて、どのように考えますか			
回答項目	全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき(課税免除事項を設けない)	修学旅行生は宿泊税を免除すべき	分からない/何ともいえない	その他
回答数	26	7	18	2
割合	49.1%	13.2%	34.0%	3.8%

【その他の内容】

- ・観光客は受け入れていない
- ・修学旅行以外でも学生の利用については免除すべき

エ 一部の先行自治体が課税免除事項としている修学旅行や学校行事の参加等は免税しないものの、宿泊税活用事業の中で修学旅行や学校行事への参加に伴う宿泊の負担軽減や修学旅行誘致等の、受け入れ環境の充実に資する事業に取り組む必要があります。

オ 宿泊税検討委員会では次のような意見がありました。

(ア) 免税点や課税免除事項についてであるが、免税点を設けたり、税額を段階的な設定にする、あるいは修学旅行生などを課税免除対象とする場合には、宿泊事業者の現場に大きな負担が生じる。免税客体であるかどうかを巡ってフロントでトラブルになったりするケースもあるかもしれない。宿泊者が免税許可証みたいなものを持っていれば分かりやすいかもしれないが、いずれにしても、例外を設けるということは現場の人間からすれば判断に苦しむ可能性がある。修学旅行などの免税に関しても後から判明したケースはどうなるのかなどの懸念もあり得る。

(イ) 既に入湯税を導入している温泉地においては、入湯税の非課税事項もあり、できれば宿泊税も入湯税の非課税事項と同じように取り扱えると事務負担は軽くなる。

(ロ) 福岡市の事例で、修学旅行生からも宿泊税を徴収するけれども500円を補助するというのは考え方の一つだと思う。200円で500円還元が金額的に高すぎるのであれば、300円くらいというのも考えられると思う。

(ハ) スポーツ大会では、中・高体連それぞれ、東北大会だと、毎年2種目程度の市内開催があると思うが、物価高騰の影響で学校の大会参加に係る費用を安く抑えたいと、学校の先生方からお声をいただく。盛岡市が宿泊税を導入したからといって、盛岡市で大会を開催しないということにはならないと思うが、できれば長崎のような形で、学校の大会参加（クラブチーム等は除く）について課税免除とすることについても御検討いただきたい。

(ニ) 課税免除について、現在温泉地で徴収している入湯税は修学旅行生を免税としているが、宿泊税に係る宿泊事業者アンケートでは約半数が一律に課税すべきという結果である。確かにその方が徴収する側からしてもシンプルであり、修学旅行生を免税とした場合は、そ

の他にも、スポーツ大会や学校行事の参加は免税しないのか、引率者はどうするのか、小学校はどうするのかなどについても、同時に様々検討しなければならないと思われるので、宿泊税については、入湯税の非課税事項とは切り離して考えて、課税の公平性の観点からも一律に課税することが望ましいと考える。

その代わり、修学旅行や学校行事への参加に宿泊の負担軽減や市内施設利用の際の補助など、盛岡市に修学旅行に来やすい環境の充実のために宿泊税を使うことを検討していければ良いのではないかと。

### (3) 宿泊税の使途について

ア 宿泊税導入のねらいは、宿泊税を財源とした観光施策を展開し、盛岡市がより選ばれる観光地域となることで、宿泊客を増加させ、宿泊税の増収から、さらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出し、訪問客へ還元するとともに地域経済を活性化させることであることから、導入目的につながる効果的な事業内容とする必要があります。

イ 市内宿泊事業者を対象としたアンケート調査結果では、宿泊税の使途として望ましいものについて、「観光バス受入環境整備、盛岡さんさ踊りの通年体験化、教育旅行誘致など」が最も多く、次いで「観光DX推進」「MICE誘致」「効果的な情報発信」「観光地における施設整備」「目的地までの移動の円滑化」などの回答が多い状況です。

質問14	Q: 宿泊税の使い道として望ましいと思うものをお答えください。(複数選択可)										
回答項目	観光産業の「稼ぐ力」向上(観光DX推進、MICE(大規模会議等)誘致、観光産業の事業発掘など)【持続可能な観光地域づくり】	交流人口・関係人口の拡大(スポーツ合宿誘致、若者を惹きつける情報発信)【持続可能な観光地域づくり】	観光人材の育成・確保(インバウンド観光人材の育成、地域固有の観光資源の知識普及促進など)【持続可能な観光地域づくり】	効果的な情報発信と戦略的なプロモーション(ロケツアーリズム促進、冬季観光コンテンツの効果的な情報発信など)【選ばれる観光地域づくり】	盛岡ファン拡大とリピーター化の推進(観光バス受入環境整備、盛岡さんさ踊りの通年体験化、教育旅行誘致など)【選ばれる観光地域づくり】	まちなか観光の推進(商店街の活性化、盛岡City Wi-Fiの拡充など)【選ばれる観光地域づくり】	広域連携による誘客活動の推進(広域連携によるスポーツツーリズムや冬季観光の推進など)【広域観光の推進】	高付加価値旅行者の誘客促進(高付加価値旅行商品の造成支援、大型クルーズ船乗船客の誘致など)【広域観光の推進】	都市間交流の推進(友好都市(うるま市や文京区等)との交流強化と誘客促進など)【広域観光の推進】		
回答数	24	16	13	20	27	17	7	4		2	
回答項目	インバウンド誘客促進(盛岡の魅力の種別的な海外発信、海外旅行博などを活用したプロモーションなど)【国際観光の推進】	インバウンド受入環境の整備(外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出など)【国際観光の推進】	海外との相互交流の促進(姉妹都市(カナダビクトリア市)や友好都市(台湾花蓮市)との交流など)【国際観光の推進】	観光地における施設整備(公衆トイレの整備や施設の道路のバリアフリー化など)	目的地までの移動の円滑化(観光地間の交通アクセス充実やバス・レンタカーによる周遊促進など)	観光基金の創設(緊急時に宿泊事業者等を支援する必要がある際に(当市の例ではコロナ期における盛岡の宿泊業の救済などの財源としての積立)	郷土伝統芸能、文化、工芸の保存や振興(後継者・担い手育成、魅力発信など)	その他			
回答数	14	10	2	21	19	13	10	5			

- 【その他の内容】
- ・ 宿泊施設の高付加価値化のための助成制度の創設
  - ・ 宿泊税導入に反対、徴収しない方がいい(2施設)
  - ・ 観光客は受け入れていない
  - ・ 分からない

ウ 観光客を対象としたアンケート調査では、宿泊税の使い道として相応しいと思うものについて、「宿泊施設における受入環境整備(スマートチェックイン、キャッシュレス化等)」「街なかや観光地での受け入れ環境整備(観光案内所充実、Wi-Fi整備等)」「観光地での施設などの整備(公衆トイレ・休憩所の整備、道路などのバリアフリー化、ライトアップなど)」「交通環境の充実」などの回答が多い状況です。

質問5	宿泊税の使い道(複数選択可:最大3項目まで) Q: 目的税として宿泊税を導入した場合に、使い道として相応しいと思うものについて、選択してください								
回答項目	ホテル・旅館などの宿泊施設における受け入れ環境整備(スマートチェックイン、Wi-Fi整備、キャッシュレス化の推進、多言語対応など)	街中や観光地における観光客受け入れ環境整備(観光案内所の充実、Wi-Fi整備、多言語案内の整備、キャッシュレス化の推進)	観光情報の充実(観光関連アプリ、デジタル観光マップ、観光パンフレット、ホームページなど)	観光地や観光施設における整備やリニューアル(公衆トイレ・休憩所の整備、通路・道路のバリアフリー化、ライトアップなど)	郷土伝統芸能、文化、工芸の保存や振興(後継者・担い手育成、魅力発信など)	歴史的なまちなみや景観の保全・活用	観光客や修学旅行生などを対象とした割引やクーポン配布	歩いて楽しめるまちなか観光の充実	体験アクティビティの充実(山や川でのアウトドアアクティビティ、盛岡の歴史・文化・祭を体験できる場など)
回答数	19	9	8	10	5	5	5	2	0
割合	61.3%	29.0%	25.8%	32.3%	16.1%	16.1%	16.1%	6.5%	0.0%

回答項目	代表的な祭(盛岡さんざ踊りやチャグチャグ馬コ、盛岡秋祭り山車など)を通年で観覧・体験できる機会をつくること	交通環境の充実(市内の交通の向上、観光バスの充実、市外・郊外の観光地へのアクセス向上など)	その他(内容の記載をお願いします)
回答数	3	11	2
割合	9.7%	35.5%	6.5%

エ 宿泊税検討委員会では次のような意見がありました。

- (ア) 宿泊客も宿泊税を払うけれども、それによってまちの観光が盛り上がって、いいまちに  
もう一度来たいと思える、ホテル側も、色々大変ではあるけれど、これによってリピーター  
が増えたとか良い効果もたらされないと、宿泊事業者の負担・懸念の払拭・解消はで  
きない。宿泊税の使い道を検討するにあたっては、実際に徴収事務を担う宿泊事業者にも  
しっかり恩恵があるような進め方をして欲しい。
- (イ) 宿泊税の使途としては、やはり盛岡の宿泊客の増加に繋がるということが大前提なの  
で、そのような事業に活用して欲しい。
- (ウ) 宿泊税を導入した場合、宿泊税をOTAの予約料金に含めて徴収するのか、別途現金で  
徴収するのかという選択が出てくるであろうし、それだけでなく、宿泊税の項目に対する  
領収書を発行しなければならない。実際に積み上げると手間や人件費がかかる。導入する  
となれば、手数料や人件費などそれに見合う補助や還付金を検討して欲しい。
- (エ) 観光施策や誘客活動などの計画(マーケティング)及びイベント強化は、DMOを始め  
とする観光に特化した組織あるいは観光業者とが一体となって実施することで、効果が期  
待できるのではないかと。先行自治体においても、常滑市以外は全てDMO化されていると  
いう状況もある。宿泊税を活用するにあたっては、ぜひ、宿泊事業者の意見を積極的に聞  
いて欲しい。
- (オ) 観光推進計画に限らず、市が策定する計画類は、アクションプラン等も含めて予算あり  
きではないはずなので、宿泊税は導入するものの、そもそも少子高齢化で税収が減ってい  
く状況があり、新規事業のみに活用されるわけではなく、アクションプランを充実させて  
いく用途もあると考える。また、宿泊事業者のシステム改修等に係る補助は、宿泊税活用  
事業とは別に考えるべきではないかと。予算の確保が難しいかもしれないが、導入準備に必  
要な経費については、スムーズに進むように市において予算化するべきと考える。

## 5 おわりに

本検討委員会における検討事項及び検討結果については、「3 盛岡市における宿泊税の制度内容について」及び「4 制度内容の理由・検討状況等について」のとおりですが、これまでの議論の内容を踏まえ、盛岡市における宿泊税の導入・運用にあたっては、次の点について留意するように提言します。

- (1) 宿泊税の使途である宿泊税活用事業については、次の点に十分留意しながら実施すること。
  - ア 導入目的につながる効果的な事業実施のため、宿泊税は宿泊税導入前の既存事業への財源の振替とならないよう、新規事業または拡充事業に活用すること。
  - イ 導入の効果の検証を行うとともに、宿泊税活用事業について宿泊事業者からの意見を聞く機会を設けること。
  - ウ 宿泊税活用事業の内容は毎年度公表すること。
- (2) 宿泊税導入への理解を得られるよう、導入前及び導入後において市民、観光客、関連事業者等へ丁寧な制度周知を行うこと。特に、特別徴収義務者である宿泊事業者の各施設に対してはリーフレット等の周知媒体を配置するなど、現場における制度説明に支障のないように対応すること。
- (3) 特別徴収義務者である宿泊事業者が行う事務手続きについて、事業者の事務的負担ができるだけ少なくなるように事務の構築を行うとともに、課税要件の判断等について現場での混乱がないよう、マニュアルの作成及び制度説明等に万全を期すこと。また、特別徴収開始にあたり必要となる経費等についての補助制度を設けること。
- (4) 宿泊税特別徴収事務交付金の交付額については、先行自治体の交付割合を勘案して検討した経緯を踏まえ、導入後においても、他自治体の交付割合を調査し、必要に応じて見直しを行うこと。

以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を導入し観光施策を効果的に実施することで、盛岡市がより魅力的な観光地域となり、宿泊客の増加及び宿泊税の増収からさらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出し、訪問客へ還元するとともに地域経済を活性化させ、『世界を舞台に輝きつづける観光のまち 盛岡』の実現につながることを期待します。

最後に、本検討委員会の調査検討に際しご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和7年 月  
盛岡市宿泊税検討委員会

## 6 参考：第5期盛岡市観光推進計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）の概要

第5期盛岡市観光推進計画は、本市における年間観光客入込数や年間外国人宿泊観光客数等の推移を踏まえ、コロナ期を含む第4期盛岡市観光推進計画の取組を総括した上で、盛岡市観光のSWOT分析により、盛岡市の観光における内部環境である「弱み」と「強み」、外部環境である「機会」と「脅威」について課題整理しながら、目指す姿及び成果指標を実現するための柱となる基本施策（4項目）、重点戦略（12項目）及び具体的な施策であるアクションプラン（54項目）について策定したものです。

なお、具体的な観光施策であるアクションプランは、全庁各課等へ照会した上で、盛岡市観光審議会や、盛岡市観光審議会の小委員会である盛岡市観光推進計画企画委員会での複数回に渡る議論を踏まえ、関係部課長等による庁内会議や盛岡市議会全員協議会、パブリックコメント等を経て策定したものです。

### (1) 基本方針（目指す姿）

#### 『世界を舞台に輝きつづける観光のまち 盛岡』

ニューヨーク・タイムズ紙により世界中に発信され、認知度が高まった街と豊かな自然が共存する本市の魅力的な観光資源を磨きあげ、国内外の盛岡ファン拡大とリピーター化を推進し、世界を舞台に輝きつづける観光のまちを目指す。

### (2) 計画の目標

☆新規

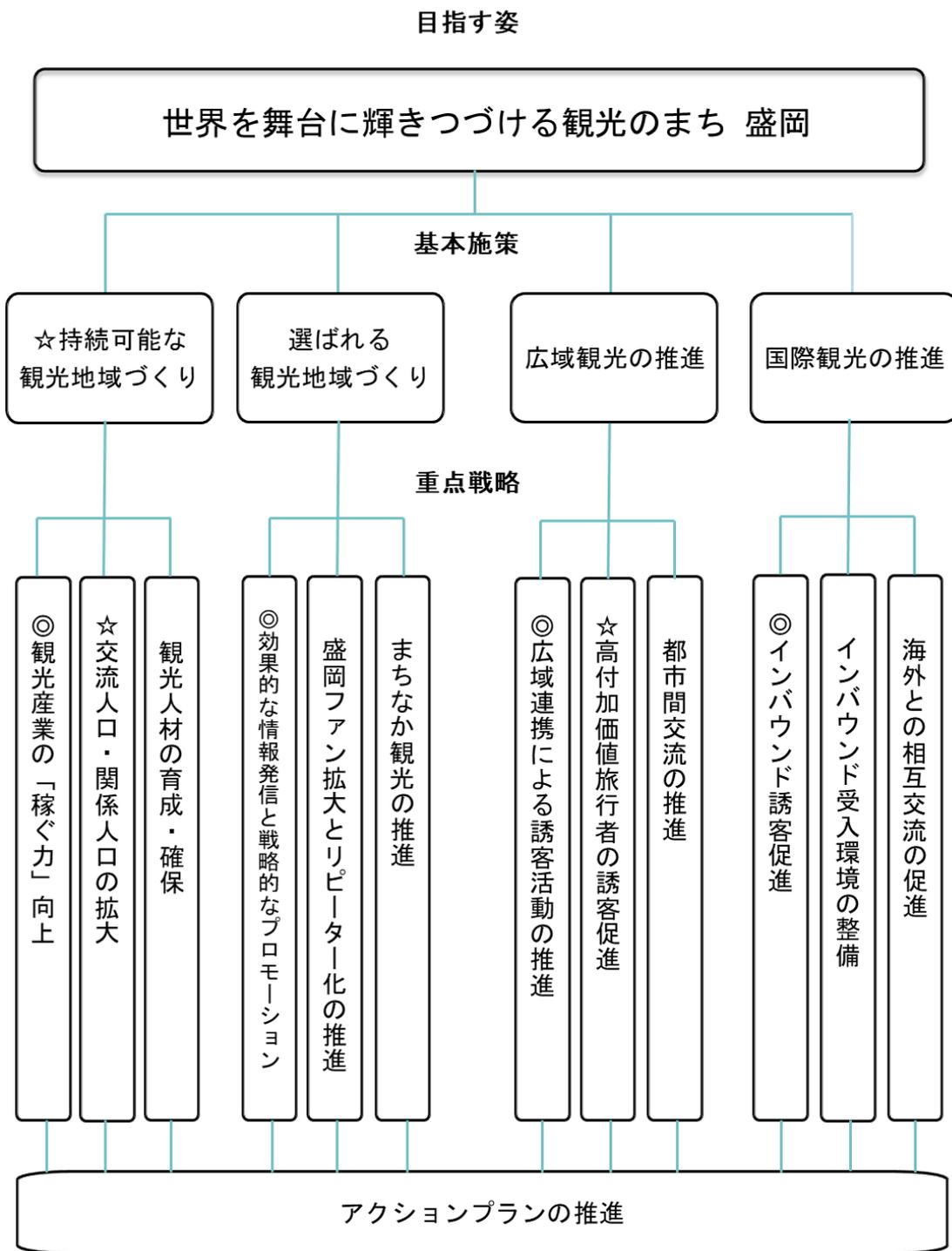
指標	目指す方向	令和5年（基準値）	令和11年（目標値）
年間観光客入込数	↑	430.1万人回	550万人回
年間宿泊観光客数	↑	107.3万人泊	130万人泊
年間外国人宿泊観光客数	↑	6.5万人泊	15万人泊
☆観光消費額調査	↑	※	※

※観光消費額単価は、令和6年度時点では調査体制が整っていないため、令和7年度以降に数値を把握する体制を整備する。

### (3) 基本施策と重点戦略

<p><b>①持続可能な観光地域づくり【新規】</b></p> <p>観光DXを推進し、旅行者の利便性向上及び周遊促進を図るほか、観光産業の「稼ぐ力」を向上させ、持続的に稼ぐ地域となるための取組を推進する。また、自然・文化をはじめとした観光資源等の保全や観光客のマナー啓発など、観光と生活環境との調和を図る。</p>	<p><b>②選ばれる観光地域づくり</b></p> <p>本市がより魅力ある観光地となり、選ばれる観光地域となるため、効果的なPRや戦略的なプロモーションにより、盛岡ファンの拡大とリピーター化を推進する。</p>
<p><b>③広域観光の推進</b></p> <p>北東北の交通結節点であるという地理的特性を活かし、広域エリア内での連携により観光資源を相互に結びつけ、効果的な誘客・周遊促進を推進する。</p>	<p><b>④国際観光の推進</b></p> <p>ニューヨーク・タイムズ紙効果を契機に外国人観光客が増加していることから、誘客の促進に向けた効果的な海外プロモーションの展開や受入環境整備を推進する。</p>

(4) 体系図



☆新規 ◎最重点戦略

(5) アクションプラン一覧

◎：新規 (27)、○：拡充 (13)、□：継続 (14)

基本施策	重点戦略	アクションプラン		
持続可能な観光地域づくり 【新規】	観光産業の「稼ぐ力」向上 (最重要戦略)	1 ◎観光DXの推進		
		2 ◎観光関連施設有料化への取組		
		3 ◎観光産業の事業発掘		
		4 ◎タウンマネージメント機関の活動支援		
		5 ◎文化財の保存・活用の推進		
		6 ○MICE誘致の推進		
		7 ○行事・イベントを活用した宿泊客誘致		
		8 □盛岡三大種の普及促進		
	交流人口・関係人口の拡大【新規】	9 ◎地域の観光業者や地元住民との連携事業の拡大		
		10 ◎スポーツ合宿の誘致		
		11 ◎盛岡という星でBASE STATIONの運営、活用		
		12 ◎若者を惹きつける情報発信		
		13 ◎関係人口登録システムの運用、活用		
		14 ◎まちなかウォークアブル推進		
		15 ○スポーツツーリズムの推進		
		16 ○岩洞湖を活用した観光振興		
		17 □ウォーキングを活用した歴史的情緒あふれるまち並みの回遊性向上		
	観光人材の育成・確保	18 ◎インバウンド観光人材の育成		
		19 ◎地域固有の観光資源等の知識の普及促進 - 観光産業の事業発掘<再掲>		
		20 ○観光人材の育成推進		
- 観光DXの推進<再掲>				
選ばれる観光地域づくり	効果的な情報発信と戦略的な プロモーション (最重要戦略)	21 ◎効果的な観光プロモーションの実施		
		22 ◎ロケツーリズムによる誘客促進		
		23 ◎冬季観光コンテンツの効果的な情報発信		
		24 ○新たなエリアへの積極的なプロモーションの展開		
		25 ○物産展を活用した誘客促進 - MICE誘致の推進<再掲>		
		26 □祭りを活用したファンづくり		
		27 □シティプロモーションの推進		
		盛岡ファン拡大とリピーター化の 推進	28 ◎観光バス受入環境の整備 - 文化財の保存・活用の推進<再掲>	
			29 ○盛岡さんさ踊りの通年体験化	
			30 ○教育旅行の増客に向けた誘致推進	
			31 ○玉山地域らしき溢れる魅力づくり - 祭りを活用したファンづくり<再掲>	
	32 □もりおかの食と農のバリューアップ推進			
	33 □史跡盛岡城跡・盛岡城跡公園の活用			
	34 □盛岡市動物公園を活用した観光振興			
	まちなか観光の推進		35 ◎誰もが分かりやすい観光案内の実現	
			36 ◎商店街の活性化支援 - まちなかウォークアブル推進<再掲>	
			37 ○盛岡City Wi-Fiの拡充 - 史跡盛岡城跡・盛岡城跡公園の活用<再掲>	
			38 □盛岡地区かわまちづくり	
		39 □歩いて楽しむまちづくりの推進 (歩道の融雪、電線地中化、歩行者の安全対策など)		
		広域観光の推進	広域連携による誘客活動の推進 (最重要戦略)	40 ◎盛岡広域連携スポーツツーリズムの推進 - スポーツ合宿の誘致<再掲>
				41 ◎冬季広域観光の振興
	42 ◎盛岡手づくり村・盛岡つなぎ温泉・小岩井農場一体となった観光振興			
	43 ○広域観光推進の強化			
	高付加価値旅行者の誘客促進 【新規】		44 ◎高付加価値旅行商品の造成支援	
			45 ◎大型クルーズ船乗船客の積極的な誘致	
			46 □盛岡手づくり村を活用した誘客促進	
	都市間交流の推進		47 ◎友好都市との観光連携の強化	
			48 □東北六市連携、東日本連携などの枠組みを活用した取組の推進	
			49 □グリーン・ツーリズムの推進	
			50 □友好都市との交流	
	国際観光の推進	インバウンド誘客促進 (最重要戦略)	51 ◎盛岡の魅力の積極的な海外発信 - 高付加価値旅行商品の造成支援<再掲> - 大型クルーズ船乗船客の積極的な誘致<再掲>	
			52 ○海外旅行博などの大規模イベントを活用したプロモーションの展開 - 盛岡手づくり村を活用した誘客促進<再掲>	
			インバウンド受入環境の整備	53 ◎外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出 - 誰もが分かりやすい観光案内の実現<再掲> - インバウンド観光人材の育成<再掲> - 盛岡City Wi-Fiの拡充<再掲>
				海外との相互交流の促進

## 盛岡市宿泊税検討委員会委員名簿

(任期：令和8年3月31日まで)

役職名	氏 名	所 属
委員長	三 好 純 矢	岩手県立大学総合政策学部 准教授
委員	石 橋 浩 幸	(公財)盛岡観光コンベンション協会 専務理事
委員	太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合盛岡支部 支部長
委員	貝 山 高 弘	株式会社日本旅行東北盛岡支店 支店長
委員	菊 地 義 基	盛岡つなぎ温泉観光協会 副会長
委員	村 上 振一郎	盛岡ホテル協議会 幹事

(五十音順)